

## ILOの勧告に関する緊急事態と現在の状況

CECOP 欧州労働者協同組合・会的協同組合・参加型企業連合会 / 欧州 C I C O P A 委員会

2001年4月6日

翻訳 菅野正純 (協同総合研究所)

- \* 国際労働総会 (ILO 総会) は、1966年の協同組合に関する127号勧告の改訂を求められている。同勧告は、発展途上国にのみ適用されるものであった。新しい勧告は、世界全体に対する、最初の協同組合勧告となるものである。
- \* この新たな協同組合勧告は、2001年6月5日から21日までのジュネーブにおける、第89回国際労働総会で議論される3つの議題の一つとなるものである。
- \* 政府と労働組合、雇用者組織 (ILOの三者構成員) を含む、世界175カ国 (すなわちほとんどすべての国) の代表によって採択されることから、この勧告は、協同組合組織には投票権がないものの、高度の正統性を帯びたものと見られることは必至である。
- \* さらに、勧告は条約よりも柔軟なものと思われ、1998年のILO宣言は、組織の権威を強調し、ILOの上級役員による近年の発言も、次のことを示唆している。すなわち、勧告はかつてよりも、条約から独立して、頻繁に用いられるようになること、ならびに、単に (ILO) 会員たることに基づいて会員諸国に政策的手段として適用され、毎年ILOのフォローアップを受けることである。それゆえ、この勧告は、予見し得る将来において、全世界の協同組合および関連法制 (労働、会社、税制など) について、明らかに規範的性格を持つものとなる。
- \* 協同組合運動がこの過程に決定的な影響を与えようとするならば、協同組合組織は、当該政府に対して、総会への各国代表団のなかにアドバイザーとして加えるよう、ただちに要求することが必要である。アドバイザーは、投票権を有する。アドバイザーを含む各国代表団の構成は、遅くとも5月21日までにILOに届け出なければならない (第89期国際労働総会付属覚書参照)。
- \* それゆえ、本文書が送付される日 (2001年4月6日) には、各国協同組合組織の代表が各国代表団への参加資格を取得し、政府がその代表の氏名をILOに届けるまでに、わずか5週間しか残されていない。
- \* 加えて、総会自体が始まるまでには、同日から8週間しか残されておらず、各国協同組合組織は、政府、労働組合および雇用者組織との間に、勧告の内容について、この期間に合意を達成しなければならない。
- \* それゆえ、協同組合運動は、この問題についての見解を緊急に調整することが求められている。この問題についてのCECOPの総会決議は、この目的のためのいくつかの基本的な考え方を提供しようとするものである